

「亀山市職員コンプライアンス条例」を施行します

問合せ 総務課法務グループ (☎84-5034)

市では、職員の公務員倫理や法令順守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明でより市民の皆さんに信頼される市政を確立するために、「亀山市職員コンプライアンス条例」を制定しました(令和元年8月1日から施行)。

コンプライアンスとは？

本条例では、法令や規則などに従って、公正に職務を行うこととしています。
コンプライアンスを徹底することは、法令違反や不祥事の回避、また信頼を得ることにつながります。

倫理保持および法令順守の原則

今回の条例では、職員が自らを律するための行動指針として、職務に関する倫理の保持と法令の遵守に関する原則を定めました。

- ①全体の奉仕者であることを自覚し、公正な姿勢で、市民の立場に立って職務を行う。
- ②自らの行動が市全体に影響を及ぼすことを認識し、職務や地位を私的な利益のために利用しない。
- ③公正を損なったり、不当な影響を及ぼす可能性のある職務上知り得た情報については、秘密を適正に管理する。
- ④職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、働きかけ行為に対しては、き然とした対応をする。
- ⑤行政の透明化の推進と説明責任を果たすことで、市政に対する市民の理解と協力を得られるよう努める。

公益通報の活用

法令違反や人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為などが行われたときなどに、市の職員、市の委託事業者やその従業員等が通報窓口を通じて通報することで、不正の予防、早期発見を行います。

実効性を高める2つの制度



働きかけ行為の防止

市の職員に対し、職務に関することで正当な理由なく特定の個人や団体に有利な取り扱いを求めたり、法令等に根拠がないことや違反することを行うよう求めたりするなど、職員の公正または正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為について、記録し公表することで抑止力を高めます。

実効性を高める体制の構築

コンプライアンス委員会(外部)

公正な立場で、公益通報に関する専門的な調査・審査などを行います。

コンプライアンス推進会議(内部)

公益通報や、働きかけ行為などへの迅速な対応を行います。

コンプライアンス監督者

任命権者の下で、職員に指導や助言を行います。

措置状況などの公表

職員のコンプライアンスに関する状況と職員のコンプライアンスに関して講じた措置を公表します。